

# 騒音・振動特定施設に係る届出の手引き

## 目次

1. 特定施設に係る届出の概要 .....	1
2. 特定施設に係る届出について .....	2
3. 届出書の作成について .....	3
4. 届出書記入例 .....	6
5. 添付書類作成例 .....	1 2
6. 騒音・振動に係る特定施設一覧 .....	1 4
参考資料	
特定工場等に係る騒音の規制基準 .....	1 5
特定工場等に係る振動の規制基準 .....	1 5
公害防止管理者等に関する届出について .....	1 6
騒音・振動に係る特定施設に関する根拠条文 .....	1 7
遅延理由書記入例 .....	1 8

平成 28 年 12 月

可児郡御嵩町 住民環境課

## 1. 特定施設に係る届出の概要

騒音規制法、振動規制法、岐阜県公害防止条例により特定施設（14ページ騒音・振動に係る特定施設一覧参照）を事業場に設置した場合には、町への届出が必要となります。また、特定施設を増設した場合、他へ譲渡した場合、届出者の名称等を変更した場合等についても届出が必要となる場合があります（表1参照）。該当する法令ごとに届出書を提出していただく必要があります。

表1 騒音・振動に係る特定施設に関する主な届出一覧

法	届出名称	説明	提出期限
騒音規制法	特定施設設置届	<b>新規</b> に特定施設を設置した場合に提出（注1）	設置する <b>30日前</b> まで
	特定施設の種類の数変更届	既に特定施設の届出している場合で、特定施設が追加・変更等をする場合に提出（注2）	設置する <b>30日前</b> まで
	氏名等変更届	届出者の名称、代表者などに変更があった場合に提出	変更した日から <b>30日以内</b>
	特定施設使用全廃止届	特定施設を <b>全て</b> 廃止した場合に提出（注3）	廃止した日から <b>30日以内</b>
振動規制法	特定施設設置届	<b>新規</b> に特定施設を設置した場合に提出（注1）	設置する <b>30日前</b> まで
	特定施設の種別及び能力ごとの数変更届	既に特定施設の届出している場合で、特定施設が追加・変更等をする場合に提出（注4）	設置する <b>30日前</b> まで
	氏名等変更届	届出者の名称、代表者などに変更があった場合に提出	変更した日から <b>30日以内</b>
	特定施設使用全廃止届	特定施設を <b>全て</b> 廃止した場合に提出（注3）	廃止した日から <b>30日以内</b>
岐阜県公害防止条例	騒音に係る特定施設設置届	<b>新規</b> に特定施設を設置した場合に提出（注1）	設置する <b>30日前</b> まで
	特定施設の種類の数変更届	既に特定施設の届出している場合で、特定施設が追加・変更等をする場合に提出（注2）	設置する <b>30日前</b> まで
	氏名（名称、住所、所在地等）変更届	届出者の名称、代表者などに変更があった場合に提出	変更した日から <b>30日以内</b>
	騒音に係る特定施設使用廃止届	特定施設を <b>全て</b> 廃止した場合に提出（注3）	廃止した日から <b>30日以内</b>

- (注1) 各法令で区分される特定施設を新たに設置した場合（**初回のみ**）。
- (注2) **騒音規制法、岐阜県公害防止条例の特定施設**については、特定施設の**種類ごとの数**が、直近に届け出た数の**2倍を超えるとき**に数変更届の提出が必要です。数が減少したとき又は直近に届け出た数の2倍以内に増加するときには届出は必要ありません。
- (注3) 各法令で区分される特定施設の**全て**を廃止したときは廃止の届出が必要です。
- (注4) **振動規制法の特定施設**については、**種類ごと及び能力ごとの数が増加した場合**に届出が必要です。

## 2. 特定施設に係る届出について

### ① 設置届

騒音・振動に係る特定施設一覧に掲げる施設を新たに設置した場合に届出を行う必要があります。**該当する法令**（騒音規制法・振動規制法・県公害防止条例）ごとにそれぞれ設置する30日前までに届出書を提出します。施設によっては、騒音規制法、振動規制法両方の届出が必要となるものもあります。設置届を出すのは、初回のみであり、のちに届出を行った施設が増加したり、他の種類の施設を設置した場合についても設置届出ではなく、数変更届出となります（各法令ごと）。また、設置届出をした事項について変更があった場合について届出が必要となるのは、**届出者の氏名等、特定施設の数等、防止方法**であり、従業員数や使用時刻の変更があっても届出は不要です。

#### 【例1】

原動機の定格出力が11kwのコンプレッサー1台と37kwのコンプレッサー1台を設置した場合。  
⇒騒音規制法特定施設設置届（空気圧縮機及び送風機2台の設置）と振動規制法特定施設設置届（37kwの圧縮機1台及び11kwの圧縮機1台の設置）の提出が必要。

#### 【例2】

原動機の定格出力5.5kwのせん断機1台と2.2kwのせん断機1台を設置した場合。  
⇒騒音規制法特定施設設置届（せん断機1台（5.5kwのみ、2.2kwは対象能力以下）の設置）と振動規制法特定施設設置届（5.5kwのせん断機1台及び2.2kwのせん断機1台の設置）の提出が必要。

### ② 数変更届

**既に設置届出している法令区分において、施設の増加**があった場合には数変更届出を行う必要があります。（**減少した場合は届出の必要はありません。**）**騒音規制法・岐阜県公害防止条例（騒音）**の届出の場合には、特定施設の**種類ごとの数**が、**届出数の2倍を超えるとき**に届け出が必要となります。**振動規制法**の届出の場合には、特定施設の**種類ごと、能力ごと**に届出が必要です。こちらについては、1台でも増えれば届出が必要となります。数変更届出についても、設置する30日前までに届出をすることになっています。

#### 【例3】

現在、22kwの空気圧縮機1台の届出をしている場合で、37kwのコンプレッサーを1台増設した場合。

⇒振動規制法特定施設の種類及び能力ごとの数変更届(37kwの圧縮機が0台から1台へ増加)の提出が必要。騒音規制法の数変更届出については不要(現在の騒音規制法特定施設の届出は空気圧縮機及び送風機が1台であるので、2倍を超える3台となった時点で届出が必要となるため)。

【例4】

現在、走行クレーン5台の届出をしている場合で、走行クレーンを10台増設した場合。

⇒岐阜県公害防止条例特定施設の種類ごとの数変更届出(走行クレーンが5台から15台への増加)が必要です。この場合、変更後の数が2倍を超える11台以上となる場合に届出が必要です。

③ 氏名等変更届

届出者の名称、及び住所、代表者の氏名、工場または事業場の名称及び所在地が変更された場合には、変更してから30日以内に届出が必要です。特に法人の場合、代表者の交代の際には遅滞なく届出を行ってください。

【例5】

騒音規制法、振動規制法、岐阜県公害防止条例該当特定施設の届出をしている場合で、届出者である会社の代表取締役が交代した場合。

⇒騒音規制法、振動規制法、岐阜県公害防止条例それぞれの氏名等変更届の提出が必要です。

④ 廃止届

法令区分ごとの特定施設がすべて廃止された場合には廃止届出が必要です。すべてなので他に特定施設が残っている場合には届出の必要はありません。一部が廃棄等により数が減少した場合なども届出は必要ありません。工場の移転などにより特定施設がすべて廃止される場合は廃止した日から30日以内に届出を行います。

【例6】

騒音規制法、振動規制法特定施設の届出をしている場合で、工場の移転により、全ての特定施設を廃止した場合。

⇒騒音規制法、振動規制法それぞれの特定施設使用全廃止届の提出が必要です。

⑤ 承継届

特定施設すべての譲渡、賃貸、法人が合併した場合などは承継届の提出が必要です。届出は承継があった日から30日以内に引き継いだものが行うこととなります。

### 3. 届出書の作成について

① 届出者

届出を行うものの住所、名称、代表者氏名を記入し、押印します。印は、法人の場合丸(実印でなくても可)、角いずれの印でも構いません。

② 工場又は事業所の名称

特定施設を設置する工場・事業場の名称を記入します。工場名(御嵩工場、岐阜工場、

本社工場など) **がある場合には併せて記入**してください。

③ 工場又は事業所の所在地

特定施設を設置する工場・事業場の所在地を記入します。

④ 常時使用する従業員数

短期間のパート・アルバイトは含みません。現場で作業する作業員だけでなく事務員も含みます。

⑤ 防止の方法

別紙(様式任意)により、防止方法を明記してください。箇条書きなどで結構です。

【例(騒音)】

- ・建屋内に設置することにより騒音を低減する。
- ・機械に吸音材を取り付けることにより発生する騒音を低減する。
- ・建屋壁面に遮音壁を設置することにより騒音を防止する。

【例(振動)】

- ・防振ゴム・防振マウントの設置により振動を低減する。
- ・床面に固定することにより振動を低減している。

⑥ 特定施設の種類、型式、公称能力等

届出する施設の種類を明記してください。数が多い場合については、別紙として一覧を作成し、添付してください。

⑦ 添付書類

**設置届出及び数変更届出**を行う場合については、添付書類の提出が必要です。

ア **工場(事業場)周辺見取図**

工場周辺の地図を添付してください。

イ **特定施設の配置図**

特定施設が場内のどこに設置されているかが分かるもの。新たに作成していただいても結構ですが、既存の図面に書き込んだもの等でも結構です。

ウ **特定施設の構造図またはカタログ等の写し**

特定施設の能力が分かるものを添付してください。メーカー説明書の仕様書や構造図の部分の写しで結構です。手元にない場合は、メーカーホームページで仕様書等を確認するなどして作成してください。古い機種等で資料がない場合に限り、能力が表示されている銘板部分及び施設全体の写真の添付も可とします。

エ 騒音・振動の防止の方法

4 ページ⑤防止の方法参照。

⑧ 届出様式のダウンロード

届出様式は岐阜県の HP よりダウンロードすることができます。ダウンロードした場合は、宛名は御嵩町長としてください。

(騒音規制法・岐阜県公害防止条例)

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo-hozen/c11264/index3.html>

(振動規制法)

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo-hozen/c11264/index4.html>

⑨ 届出書類の作成

届出書類は、届出書、別紙特定施設一覧、周辺見取図、特定施設配置図、防止の方法の順番とし、正副2部作成し、御嵩町役場住民環境課へ提出してください。受理後、副本をお返しします。

届出について不明な点がある時は、下記までお問い合わせください。

御嵩町役場 住民環境課 環境整備係

〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1

TEL : 0574-67-2111 (内線 2124、2125)

FAX : 0574-67-1999 E-mail : kankyo@town.mitake.lg.jp

## 4. 届出書記入例

### ① 設置届（騒音規制法）

様式第 1

【記入例】

特定施設設置届出書

平成〇〇年〇月〇日

御 嵩 町 長 殿

岐阜県可児郡御嵩町御嵩●●番地●

届出者 ●●工業株式会社

代表取締役 ●● ●● ●●

(0574) 67-●●●●●

印

騒音規制法第 6 条第 1 項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	●●工業 ●●工場	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	御嵩町御嵩 ●●番地●	※ 受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の事業内容	〇〇の製造 ××加工	※ 施設番号	
常時使用する従業員数	1 2 3 人	※ 審査結果	
騒音の防止の方法	別紙のとおり	※ 備考	

特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
2 空気圧縮機 及び送風機	C1-55	55kw	1	8 : 3 0	1 7 : 1 5
1-ホ 機械プレス	P100A	1,000KN	2	8 : 3 0	1 7 : 1 5
1-ヘ せん断機	SH200C	3.75kw	3	8 : 3 0	1 7 : 1 5

「別紙のとおり」として別紙特定施設一覧を添付することも可（8 ページ作成例参照）

備考 1 特定施設の種類欄には、騒音規制法施行令別表第 1 に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。  
 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音場の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。  
 3 ※印の欄には、記載しないこと。  
 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。  
 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

② 数変更届（振動規制法）

様式第3（第6条関係）

【記入例】

特定施設の種別及び能力ごとの数  
変更届出書  
~~特定施設の使用の方法~~

平成〇〇年〇月〇日

御嵩町長 殿

岐阜県可児郡御嵩町御嵩●●番地●

●●工業株式会社

届出者 代表取締役 ●● ●●

(0574) 67-●●●●



特定施設の種別及び能力ごとの数  
振動規制法第8条第1項の規定により、~~特定施設の使用の方法~~の変更  
について次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	●●工業 ●●工場	※整理番号						
工場又は事業場の所在地	御嵩町御嵩 ●●番地●	※受理年月日	年 月 日					
		※施設番号						
		※審査結果						
		※備考						
特定施設の種別	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)
1-ア 機械プレス	OBS15 0-2	1,500KN	1	2	8:30	8:30	17:00	17:00
2 圧縮機	OSP-3 7V6	37kw	0	1	-	8:30	-	17:00
2 圧縮機	Z226A	22kw	0	1	-	8:30	-	17:00

- 備考 1 特定施設の種別及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法に変更がある場合であっても、振動規制法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種別については、記載しないこと。
- 2 特定施設の種別の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

「別紙のとおり」として別紙特定施設一覧を添付することも可（8ページ作成例参照）

特定施設一覧の作成例（騒音規制法特定施設設置届）

別紙 騒音規制法特定施設一覧

特定施設名	メーカー	型式	公称能力	数	種類ごとの数	使用開始時間	使用終了時刻	
1-ニ 液圧プレス	○×	EP-100B	1,000KN	1	5	24時間稼働		
1-ニ 液圧プレス	■◇○	AB-50	500KN	1		24時間稼働		
1-ニ 液圧プレス	△□	AC-50	500KN	1		24時間稼働		
1-ニ 液圧プレス	■◇○	BC-20	200KN	2		24時間稼働		
1-ホ 機械プレス	△□	OBS150-2	1,470KN	1		24時間稼働		
1-ホ 機械プレス	■◇×	PUX-110-KRE	1,078KN	2	13	24時間稼働		
1-ホ 機械プレス	△□	OBS80	800KN	1		24時間稼働		
1-ホ 機械プレス	■◇×	PUX-80-KRC	800KN	1		24時間稼働		
1-ホ 機械プレス	△□	OBS60-2	600KN	1		24時間稼働		
1-ホ 機械プレス	△□	OBS60-3	600KN	1		24時間稼働		
1-ホ 機械プレス	△□	OBS45-K2	450KN	3		24時間稼働		
1-ホ 機械プレス	●×▲	PC-3	300KN	3		24時間稼働		
2 空気圧縮機及び送風機	送風機	○▲	S-0825	7.5kw		10	24時間稼働	
2 空気圧縮機及び送風機	空気圧縮機	○×●	OSP-37V6A II	37kw	1		24時間稼働	
2 空気圧縮機及び送風機	空気圧縮機	●▲	Z226A	22kw	1		24時間稼働	
2 空気圧縮機及び送風機	空気圧縮機	○●	ZV08SR	7.5kw	3		24時間稼働	
7-ホ 丸のこ盤	木工用	○△□×	MN-220002	22kw	6	8:30	17:15	
7-ホ 丸のこ盤	木工用	○△□×	MN-150003	15kw		1	8:30	17:15
7-ホ 丸のこ盤	木工用	□▲×○	C-11	11kw		1	8:30	17:15
7-ホ 丸のこ盤	木工用	○△□×	MN-110001	11kw		1	8:30	17:15
7-ホ 丸のこ盤	木工用	□▲×○	C-8	7.5kw		1	8:30	17:15
7-ホ 丸のこ盤	木工用	□▲×○	C-6	5.5kw		1	8:30	17:15
7-ヘ かんな盤		□▲×○	K-5501	5.5kw	1	8:30	17:15	

特定施設一覧の作成例（振動規制法特定施設の種類及び能力ごとの数変更届）

別紙 振動規制法特定施設一覧

特定施設名	メーカー	型式	公称能力	変更前の数	変更後の数	使用開始時間	使用終了時刻
1-イ 液圧プレス	○×	EP-100B	1,000KN	1	2	8:30	17:15
1-ハ せん断機	△□	M-4045	11kw	0	1	8:30	17:15
1-ハ せん断機	△□	MLA3133A	5.5kw	0	1	8:30	17:15
2 圧縮機	空気圧縮機	●▲	Z226A	1	2	8:30	17:15
2 圧縮機	空気圧縮機	○●	ZV11SR	0	1	8:30	17:15

③ 氏名等変更届（騒音規制法）

様式第 6	【記入例】								
氏名等変更届出書									
平成〇〇年〇月〇日									
御 嵩 町 長 殿									
届出者	岐阜県可児郡御嵩町御嵩●●番地● ●●工業株式会社 代表取締役 ●● ●● (0574) 67-●●●●●								
印									
氏名（名称、住所、所在地）の変更があったので、騒音規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。									
変更の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">変更前</td> <td style="width: 40%;">▲□工業株式会社 代表取締役 ●× ○■</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">※ 整 理 番 号</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更後</td> <td>○×工業株式会社 代表取締役 ○× △●</td> <td style="text-align: center;">※ 受 理 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>	変更前	▲□工業株式会社 代表取締役 ●× ○■	※ 整 理 番 号		変更後	○×工業株式会社 代表取締役 ○× △●	※ 受 理 年 月 日	年 月 日
変更前	▲□工業株式会社 代表取締役 ●× ○■	※ 整 理 番 号							
変更後	○×工業株式会社 代表取締役 ○× △●	※ 受 理 年 月 日	年 月 日						
変 更 年 月 日	平成〇〇年〇月〇日	※ 施 設 番 号							
変 更 の 理 由	社名変更・代表者交代のため	※ 備 考							

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

※法・条例の区分ごとに届出書を提出していただく必要があります。例えば、特定施設として原動機定格出力 7.5kw 以上の空気圧縮機がある事業所で、代表者の交代があった場

合については、騒音規制法氏名等変更届と振動規制法氏名等変更届の提出が必要です。

④ 全廃届（騒音規制法）

様式第 7
【記入例】

**特定施設使用全廃届出書**

平成〇〇年〇月〇日

御 嵩 町 長 殿

岐阜県可児郡御嵩町御嵩●●番地●

届出者 ●●工業株式会社

代表取締役 ●● ●●

(0574) 67-●●●●●



特定施設のすべての使用を廃止したので、騒音規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	●●工業 ●●工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	御嵩町御嵩 ●●番地●	※受理年月日	年 月 日
使用全廃の年月日	平成〇〇年〇月×日	※施設番号	
使用全廃の理由	工場移転のため	※備考	

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

⑤ 承継届（騒音規制法）

様式第 8

【記入例】

承 継 届 出 書

平成〇〇年〇月〇日

御 嵩 町 長 殿

岐阜県可児郡御嵩町御嵩●●番地●  
 届出者 ●●工業株式会社  
 代表取締役 ●● ●● ●● 印  
 (0574) 67-●●●●

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、騒音規制法第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	●●工業 ●●工場	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	御嵩町御嵩 ●●番地●	※ 受理年月日	年 月 日
承継の年月日	平成〇〇年〇月〇 日	※ 施設番号	
被承継者	氏名又は名称	○×産業興	※ 備 考
	住 所	御嵩町御嵩 ●●番地●	
承継の原因		譲渡	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

## 5. 添付書類作成例

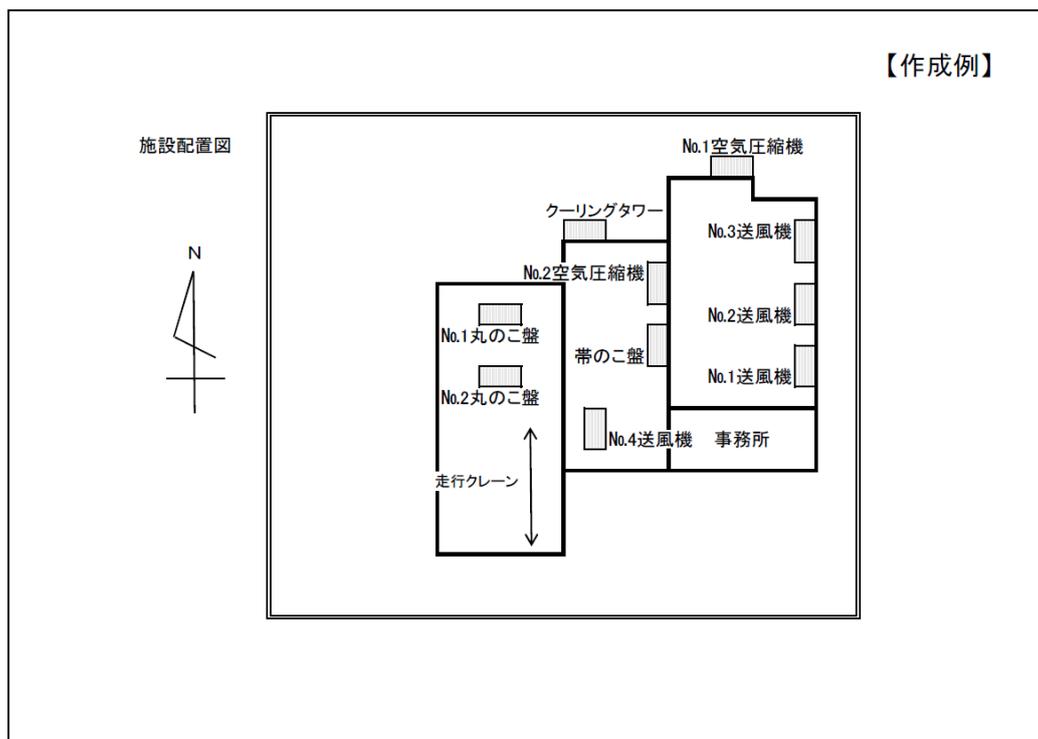
### ① 工場（事業場）周辺見取図

【作成例】

施設周辺見取図

※工場の所在地が分かるよう  
掲載してください

② 特定施設配置図



③ 防止の方法（騒音）

【作成例】

騒音防止の方法

- ・送風機（集塵機）へ吸音材を取り付け騒音を低減する。
- ・空気圧縮機（コンプレッサー）を建屋内に設置する。

## 6. 騒音・振動に係る特定施設一覧

特定施設名	騒音		振動	
	騒音規制法	岐阜県公害防止条例(騒音)	騒音規制法	振動規制法
金属加工機器	1-イ 原動機の定格出力の合計が22.5kw以上	—	—	—
	1-ロ すべてのもの	—	—	—
	1-ハ ロール式で、原動機の定格出力が3.75kw以上	—	—	—
	1-ニ 矯正プレスを除く	—	1-イ 矯正プレスを除く	—
	1-ホ 呼び加圧能力が294kN(30重量目)以上	—	1-ロ すべてのもの	—
	1-ヘ 原動機の定格出力が3.75kw以上	—	1-ハ 原動機の定格出力が1kw以上	—
	1-ト すべてのもの	—	1-ニ すべてのもの	—
	1-チ すべてのもの	—	1-ホ 原動機の定格出力が37.5kw以上	—
	1-リ タンブラスト以外で、密閉式を除く	—	—	—
	1-ヌ すべてのもの	—	—	—
	1-ル といしを用いるものに限る	—	—	—
空圧圧縮機及び送風機	1 原動機の定格出力の合計が15kw以上	—	—	—
	2 製材工場又は木工工場における原動機の定格出力の合計が10kw以上	—	—	—
圧縮機	1 原動機の定格出力が7.5kw以上で、冷凍機用	—	2 原動機の定格出力が7.5kw以上で、冷凍機用	—
	2 いるものを除く	—	いるものを除く	—
	3 原動機の定格出力が7.5kw以上	—	3 原動機の定格出力が7.5kw以上	—
	4 原動機を用いるもの	—	4 原動機を用いるもの	—
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	5-イ 混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上(気ほうコンクリートプラントを除く)	—	—	—
	5-ロ 混練重量が200kg以上	—	—	—
	6 ロール式で、原動機の定格出力が7.5kw以上	—	—	—
	7-イ すべてのもの	—	6-イ すべてのもの	—
	7-ロ 原動機の定格出力が2.25kw以上	—	6-ロ 原動機の定格出力が2.2kw以上	—
	7-ハ すべてのもの	—	—	—
	7-ニ 原動機の定格出力が製材用は15kw以上、木工用は2.25kw以上	—	—	—
	7-ホ 原動機の定格出力が製材用は15kw以上、木工用は2.25kw以上	—	—	—
	7-ヘ 原動機の定格出力が2.25kw以上	—	—	—
	8 すべてのもの	—	—	—
	9 原動機を用いるもの	—	—	—
穀物用製粉機	10 すべてのもの	—	6 原動機の定格出力が3.75kw以上	—
	11 ジョルト式のもの	—	—	10 ジョルト式のもの
	—	—	—	8 カレンダーローラー機以外で原動機の定格出力が30kw以上
	—	—	—	—
	—	—	3 燃焼能力が重油換算の1時間当たり50L以上	—
	—	—	4 原動機を用いるもの	—
	—	—	5 原動機の定格出力が7.5kw以上	—
	—	—	7 原動機の定格出力が2.25kw以上	—
	—	—	8 すべてのもの(天井クレーンも対象)	—
	—	—	9 原動機の定格出力が0.75kw以上	—
	—	—	10 原動機の定格出力が7.5kw以上	—
—	—	11 すべてのもの	—	
印刷機	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
合成樹脂射出成形機	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
合成樹脂用粉砕機	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
鋳造型機	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
ゴム練用又は合成樹脂練用のローラー機	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
窯業焼成炉バーナー	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
燃焼機	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
紙工機械(コルゲーター・ゲマシ)	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
高速切断機	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
走行クレーン	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
クーリングタワー	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
冷凍機	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
タイル成型用プレス	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—

(参考資料)

## 特定工場等に係る騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分			
	朝 6時～8時	昼間 8時～19時	夕 19時～23時	夜間 23時～翌6時
第1種区域	45dB以下	50dB以下	45dB以下	40dB以下
第2種区域	50dB以下	60dB以下	50dB以下	45dB以下
第3種区域	60dB以下	65dB以下	60dB以下	50dB以下
第4種区域	65dB以下	70dB以下	65dB以下	60dB以下

\*測定点は、工場、事業所等の敷地境界線とする。(工業団地は全体で一つの特定工場等とみなすことができる)

\*騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (a) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (b) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (c) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
- (d) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

## 特定工場等に係る振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 8時～19時	夜間 19時～翌8時
第1種区域	60dB以下	55dB以下
第2種区域	65dB以下	60dB以下

\*振動の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (a) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (b) 測定器の指示値が周期的または間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (c) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。

## 公害防止管理者等に関する届出について

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」でいう「特定工場」(注1)を設置した場合は、法に従い届を提出してください。

届出名称	資格	提出期限
公害防止統括者（公害防止統括者の代理者）選任、死亡・解任届		選任、死亡・解任してから <u>30日以内</u>
公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）選任、死亡・解任届	政令で定める区分ごとに行う公害防止管理者試験に合格した者、その他当該区分ごとに政令で定める資格を有する者	

\* 公害防止統括者は、常時使用する従業員の数が 21 人以上の場合が該当します。

\* 区分及び資格は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第三をご確認ください

(注1) 町に届出をする、特定工場（施行令第4条および第5条の2・第14条）

著しい騒音を発生する施設	機械プレス（呼び加圧能力が 980KN（100 重量トン）以上のもの）
	鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマー）
著しい振動を発生する施設	液圧プレス （矯正プレスを除く。呼び加圧能力が 2,941KN（300 重量トン）以上のもの）
	機械プレス（呼び加圧能力が 980KN（100 重量トン）以上のもの）
	鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマー）

\* 町へは騒音、振動発生施設のみが設置されている特定工場について、届出をしてください（水質、大気に係る施設も併設されている特定工場の場合は、騒音、振動発生施設に関する届出であっても岐阜県可茂県事務所の環境課へ提出してください）。

### ・代理者の選任について

特定事業者は、公害防止統括者又は公害防止管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行なうことができない場合のために、その職務を行なう者（代理者）を選任してください。

### ・資格証の写しについて

公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が 2 以上の工場に選任する場合は添付書類に資格証の写しが必要になります。

### ・上記の届出様式はインターネットでダウンロードすることができます。

[http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo-hozen/c11264/index\\_30905.html](http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo-hozen/c11264/index_30905.html)

## 騒音・振動に係る特定施設に関する根拠条文

### 騒音関係

	届出書の種類	様式	根拠条文
騒音規制法	特定施設設置届	様式1	法第6条 第1項
	特定施設使用届	様式2	法第7条 第1項
	特定施設の種類ごとの数変更届	様式3	法第8条 第1項
	騒音の防止の方法変更届	様式4	法第8条 第1項
	氏名等変更届	様式6	法第10条
	特定施設使用全廃止届	様式7	法第10条
	承継届	様式8	法第11条 第1項
	特定建設作業実施届	様式9	法第14条 第1項第2項
岐阜県公害防止条例	騒音に係る特定施設設置（使用）届	第8号様式（第22条関係）	条例第48条 第1項 条例第49条 第1項
	特定施設の種類ごとの数変更届	第9号様式（第23条関係）	条例第50条 第1項
	騒音の防止の方法変更届	第10号様式（第23条関係）	条例第50条 第1項
	事業場内特定作業実施届	第11号様式（第25条関係）	条例第56条 第1項
	氏名（名称、住所、所在地等）変更届	第3号様式（第8条関係）	条例第53条
	騒音に係る特定施設使用廃止届	第4号様式（第8条関係）	条例第53条
	承継届	第5号様式（第9条関係）	条例第53条

### 振動関係

	届出書の種類	様式	根拠条文
振動規制法	特定施設設置届	様式1（第4条関係）	法第6条 第1項
	特定施設使用届	様式2（第5条関係）	法第7条 第1項
	特定施設の種類及び能力ごとの数変更届	様式3（第6条関係）	法第8条 第1項
	特定施設の使用の方法変更届	様式3（第6条関係）	法第8条 第1項
	振動の防止の方法変更届	様式4（第6条関係）	法第8条 第1項
	氏名等変更届	様式6（第8条関係）	法第10条
	特定施設使用全廃止届	様式7（第8条関係）	法第10条
	承継届	様式8（第9条関係）	法第11条 第3項
	特定建設作業実施届	様式9（第10条関係）	法第14条 第1項第2項

<内容例文>

## 遅延理由書

平成 年 月 日

御 嵩 町 長 様

住 所

氏 名

印

このたびは、騒音規制法  
振動規制法 の規定に基づく特定施設  
岐阜県公害防止条例

\_\_\_\_届出について、下記理由により遅延致しましたことを深くお詫び申し上げます。

今後はこのようなことのないよう十分注意し、法令等に規定する提出期限を遵守致しますので、よろしくお取り計らい下さるようお願い申し上げます。

### 記

- |           |           |   |   |   |   |
|-----------|-----------|---|---|---|---|
| 1. 法令等の根拠 | 騒音規制法     | 第 | 条 | 第 | 項 |
|           | 振動規制法     | 第 | 条 | 第 | 項 |
|           | 岐阜県公害防止条例 | 第 | 条 | 第 | 項 |

2. 届出書の種類
- |                                       |
|---------------------------------------|
| 特定施設設置届出書、特定施設の種類の数変更届出書 等々 届出書の種類を記載 |
|---------------------------------------|

3. 遅延の理由

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・法令等で規定されている期限を承知してなかった。</li><li>・法令等の対象となる特定施設であることを担当者が認識していなかった。</li></ul> 等々 法令等の再教育実施等の再発策も含め具体的に記載 |
|--|